

船橋市自動体外式除細動器貸出し事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が参加する各種催しを主催する者（以下「主催者」という。）に対し、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出すことにより、心肺停止傷病者に対し早期に救命処置を行う体制を整備し、市民の安心と安全を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 AEDの貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する催し（以下「催し」という。）の主催者とする。ただし、AEDの使用方法を学ぶことを目的とするものは、除くものとする。

(1) 市が主催、共催、後援又は協賛をする催し

(2) 営利を目的とせず、かつ、私的ではない催し

(貸出し申込み、貸出し及び返却場所)

第3条 AEDの貸出し申込み、貸出し及び返却場所にあつては、市内の消防署、分署及び消防の出張所とする。

(貸出し申込み、貸出し及び返却時間)

第4条 AEDの貸出し申込み、貸出し及び返却時間にあつては、午前9時から午後5時までとする。

(貸出期間)

第5条 AEDの貸出期間は、原則として催しを開催する期間の初日の前日から最終日の翌日までとし、貸出期間内に返却しなければならない。

(貸出手続等)

第6条 AEDの貸出しを受けようとする主催者は、原則として貸出しを受けようとする日の属する月の2カ月前から10日前までに、船橋市自動体外式除細動器貸出申込書（第1号様式）により、消防局長に申込まなければならない。

2 消防局長は、前項の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査し、貸出しの承諾・不承諾を決定し、その旨を船橋市自動体外式除細動器貸出承諾・不承諾通知書（第2号様式）により主催者に通知する。

3 前項の規定によりAEDの貸出しの承諾を受けた主催者は、申込みをした消防署、分署及び消防の出張所でAEDの貸出しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 AEDの貸出は、無償とする。

2 貸出期間におけるAEDの運搬、管理に要する経費は、主催者が負担しな

なければならない。

(管理等)

第8条 主催者は、AEDを常に使用できる状態で管理しなければならない。

- 2 主催者は、AEDを申込んだ催し以外に使用し、又は転貸してはならない。
ただし、当該催しへ参加する者以外の心肺停止傷病者へ救命処置を行う必要が生じたときは、この限りでない。

(貸出期間中の責任)

第9条 主催者は、AEDを紛失し、又は破損したときは、直ちにAED事故等報告書(第3号様式)により、その状況を消防局長に報告しなければならない。

- 2 主催者は、AEDを紛失し、又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸出しの中止)

第10条 消防局長は、主催者が主催する催しが第2条に規定する要件を満たさなくなったとき又は第8条の規定に違反したときは、AEDの貸出しを中止し、直ちに返還させることができる。

(返却)

第11条 主催者は、貸出期間の満了日までに、貸出しを受けた消防署、分署及び消防の出張所にAEDを返却し、かつ、船橋市自動体外式除細動器使用実績報告書(第4号様式)を消防局長に提出しなければならない。また、貸出期間内にAEDを使用したときは、AED使用報告書(第5号様式)により、消防局長に報告しなければならない。

(AEDの管理)

第12条 消防署長は、AEDを常に使用できる状態で管理し、貸出し時に使用できることを確認しなければならない。また、貸出し及び返却状況等について、AED貸出管理簿(第6号様式)に記載し管理しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。